

新旧対照表

○千葉県消費者センター設置管理条例（平成二年千葉県条例第二号）

改正案	現行
<p style="text-align: center;"><u>千葉県消費者センターの設置等に関する条例</u></p> <p>（趣旨） 第一条 この条例は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第一項<u>及び消費者安全法（平成二十一年法律第五十号）第十条の二第一項</u>の規定により、千葉県消費者センターの設置及び管理<u>並びに組織及び運営並びに業務の実施により得られた情報の安全管理</u>に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（設置） 第二条 県は、消費者の利益の擁護及び増進を図り、もって県民の消費生活の安定及び向上に資するため、千葉県消費者センター（以下「センター」という。）を船橋市高瀬町六十六番地十八に設置する。</p> <p>（業務） 第三条 センターの業務は、次の各号に掲げるとおりとする。 一 消費生活に関する相談及び苦情の処理 二 消費生活に関する商品の試験及び検査 三 消費生活に関する講座、講習会等の開催及び資料等の展示 四 消費生活に関する情報の収集及び提供 五 その他センターの設置の目的を達成するために必要な業務</p> <p><u>（センターの長及び職員）</u> 第四条 センターには、センターの業務を掌理するセンターの長及びセンターの業務を行うために必要な職員を置くものとする。</p> <p><u>（試験に合格した消費生活相談員の配置）</u> 第五条 センターには、消費者安全法第十条の三第一項に規定する消費生活相談員資格試験に合格した者（不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正</p>	<p style="text-align: center;"><u>千葉県消費者センター設置管理条例</u></p> <p>（趣旨） 第一条 この条例は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第一項の規定により、千葉県消費者センターの設置及び管理に<u>関し</u>必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（設置） 第二条 県は、消費者の利益の擁護及び増進を図り、もって県民の消費生活の安定及び向上に資するため、千葉県消費者センター（以下「センター」という。）を船橋市高瀬町六十六番地十八に設置する。</p> <p>（業務） 第三条 センターの業務は、次の各号に掲げるとおりとする。 一 消費生活に関する相談及び苦情の処理 二 消費生活に関する商品の試験及び検査 三 消費生活に関する講座、講習会等の開催及び資料等の展示 四 消費生活に関する情報の収集及び提供 五 その他センターの設置の目的を達成するために必要な業務</p>

改正案	現行
<p><u>する等の法律（平成二十六年法律第七十一号）附則第三条の規定により合格した者とみなされた者を含む。）を消費生活相談員として置くものとする。</u></p> <p><u>（消費生活相談員の人材及び処遇の確保）</u></p> <p><u>第六条 知事は、消費生活相談員が実務の経験を通じて専門的な知識及び技術を体得していることに十分配慮し、任期ごとに客観的な能力実証を行った結果として同一の者を再度任用することは排除されないことその他の消費生活相談員の専門性に鑑み適切な人材及び処遇の確保に必要な措置を講ずるものとする。</u></p> <p><u>（職員に対する研修）</u></p> <p><u>第七条 知事は、センターの業務に従事する職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保するものとする。</u></p> <p><u>（情報の安全管理）</u></p> <p><u>第八条 知事は、センターの業務の実施により得られた情報（以下「情報」という。）の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるものとする。</u></p> <p><u>（委任）</u></p> <p><u>第九条 この条例に定めるもののほか、センターの管理並びに組織及び運営並びに情報の安全管理に関し必要な事項は、規則で定める。</u></p>	<p>現行</p> <p>（委任）</p> <p><u>第四条</u> この条例に定めるもののほか、センターの管理に関し必要な事項は、規則で定める。</p>